総務委員会会議録

平成20年2月22日(金)

(開 会) 10:01

(閉 会) 12:38

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行 部に補足説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 10:02

再開 10:12

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〇 財政課長

議案番号第1号「平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について補足説明させていただきます。平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。薄い分です。

表紙の裏、1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下の方に記載いたしておりますように、国、県の補助事業の確定等に伴う変更と今後の所要額を見込んで補正するものでございます。

一般会計につきましては、1014万3千円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金等につきましては、 新たに内示等があったものを計上いたしております。

繰入金の財政調整基金繰入金は財源調整のため減額するものでございます。

歳出の総務費の弁護士謝礼金は、旧頴田町入会権確認等請求訴訟における弁護士着手金でございます。

教育費の特別支援学級費の増は、来年度の対象者の増加を見込み、備品等を整備するもので ございます。

繰越明許費補正についてでございますが、有井三区排水ポンプ場改築工事につきましては、 県事業の進捗が遅れたことに伴い年度内の完了が見込めませんので繰越明許費を設定するもの でございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、外国人講師委託料につきましては、20年度の 業者選考を提案によりますプロポーザル方式で行うために一定の期間が必要となることから債 務負担を設定するものでございます。

公有財産購入費の3件につきましては、事業の進捗状況により、年度割の変更を、また、農業制度資金利子補給金につきましては、貸付期間の決定により、期間の変更をいたすものでございます。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〇 川上委員

おはようございます。川上 直喜です。

予算書の9ページ、歳入のところですが、15款国庫支出金、2項国庫補助金の民生費補助金、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金830万7千円が入っているようです。これについて、この補助金の目的をお尋ねします。

○ 健康増進課長

平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の準備に向けまして、19年度システム

改修等が必要になっております。この必要経費に国の方から補助金が内示として今回提示され たものでございます。

〇 川上委員

この補助金、今から使う分なんですか。それとも使ってる分、後で追いかけて補助が来たということですか。

○ 健康増進課長

本年度当初予算、民生費、社会福祉費、高齢者福祉費の中に委託料として後期高齢者医療システム開発委託料として予算計上いたしております。既に執行したものについたものでございます。

〇 川上委員

それでは今世間を騒がしている制度ですが、あらましがどういう内容になっているか、ご説明を簡潔にお願いします。

○ 健康増進課長

この医療制度につきましては、17年の医療制度改革大綱によりまして、75歳以上の方の 心身の特性といったものがそれ以前の若年者の方と病状等非常に異なる部分がある。また今老 人医療制度で75歳以上の方の医療を賄っておりますけれども、これの費用負担といったもの がそれぞれの国保、社保等からの若人世代との明確な区分ができていない。そういったことで、 いわゆる若人世代と高齢者世代の負担を明確にすると。それと75歳以上の方の疾病を、その 特性に合わせた医療制度に改革するといったものがこの制度の主旨でございます。

〇 川上委員

この制度はご存じのとおり、今国保だとか、あるいは組合健保、政管健保の扶養になっている方々のうち、75歳以上の方を政府が勝手に後期高齢者と名付けるわけですね。その方々だけの医療制度を創設するということでしょ。そして今まで扶養者であったために保険料の負担がなかった方も含めて、保険料を高齢者からいただくと、全てから。その保険料は各都道府県ごとに定まるわけだけれども、基本的に年金が月1万5千円以上の方については年金天引きするって言うんですね。それ未満の方は自身において納入するということでしょ。

それで、飯塚市においては、この対象となる方々の人数はどうなってますか。

○ 健康増進課長

詳細な数字はあれですけど、約1万6千人程度です。

川上委員

概ね1万6千人、そのうち今まで扶養家族ということで保険料を払っていなかった、負担の なかった方で、今度新たに、凍結という話もありますけど、負担が生じる方は何人になります か。

○ 健康増進課長

申し訳ございません。詳細には把握しておりません。今手元に資料がございません。

〇 川上委員

この後期高齢者医療制度の問題での高齢者に対するひどい内容がいくつもあるんだけど、そのうちの1つがこの問題じゃないですか。ですから福田内閣になって、国民の世論を受けてね、凍結するだとか先送りするだとか今言ってるわけでしょ。その人たちが一番痛みを受けるんですね。その数が分からない。資料持ってきたらどうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:21

再開 10:24

委員会を再開します。

○ 健康増進課長

失礼しました。概数でございます、申し訳ございません。約1万6千人の対象者につきまして、国保の人数が約1万2千人、社保が4千人ということで、社保の中で被扶養者であるかどうかにつきましては市の方では分かりません。いわゆる本人か被扶養者かといったこともございますので、この部分についてはちょっと把握できません。

〇 川上委員

あなたが分からないというふうに答弁された扶養家族の方、今まで保険料負担がなかった方で今後は生じる方、これ最大の変更点じゃないですか。どうして飯塚市がそれを把握できないんですか。システム開発してるんでしょうも。この方たちは半年間保険料を凍結するんでしょ。後の半年間1割負担要求するんでしょ。そしてその後は10割取るんでしょうけど。その方々の数字が分からないでどういう準備をしてるんですか、システム開発というけど。分からないはずないと思いますけど。

○ 健康増進課長

基本的に広域連合の方で詳細なシステムについては、その賦課に関わるシステムについては開発し、その中でデータいただくわけですが、うちの方からは税に関わるデータ、個人個人の対象者に関わるデータを、それと広域連合とのシステム的な繋げ、こういったものの今回の部分の委託料でございますので、一人ひとりの詳細なデータについては広域連合の方でのみ把握できているといったような状況でございますし、その詳細な部分については私どもにはデータとしてまいっておりません。また、できておるかどうかもちょっと把握できておりません。

〇 川上委員

全国的には今私が言った方々というのは200万人ですよ。今の段階で飯塚市が分からない ということないです。いつ分かるんですか、そしたら。

○ 健康増進課長

まずこの賦課に関しましては、特別徴収、普通徴収の2つの方法でやってまいります。特別 徴収の方が年金から天引きという形になりますので、4月から。普通徴収は7月からという形 ですので、広域連合の方ではそれなりの把握はできてるだろうと思ってますけれども、飯塚市 に今申されましたような分類別の数といったものについては参っておりませんし、またそうい ったものが最終的には、賦課後には数字は出てくると思いますけれども、現時点では市として は把握しておりません。

〇 川上委員

予算審議をしてるわけではないから、あまり深入りはできないけども、あなた方予算を立て てるじゃないですか。そしてシステム開発もやってるわけじゃないですか。それでこの数字が 分からないというのは異常ですよ。

○ 健康増進課長

このシステムにつきましてはただいま申しましたように対象者に関わる所得等のデータを市の方でシステム化して広域連合と繋げる部分の開発でございますので、前段でその数字が必要かといったことについては、必要ないというふうには把握しております。

〇 川上委員

全くひどい話だと思うんですね。この制度については市民の間からもたくさん批判の声が高いわけですけども、報道でもよく使われてますけどね、元厚生労働省の幹部も姥捨て山を作ってしまったというふうに言ってるわけですよ。あなた方は今言ったようにこれまで保険料の負担がなかった方がどのくらい負担がかかるだろうかということも知らない。知ろうとしてない。非常に関心がないというか、それはあなた方が国の姥捨て山的な考え方を、あなた方自身が持ってるからじゃないんですか。そこで保険料負担、これはどうなりますか。

○ 健康増進課長

広域の条例で保険料につきましては均等割、所得割の合算額で賦課するというふうになっております。均等割につきましては1人5万935円、所得割については9. 24%、上限を50万円というふうに定められております。

〇 川上委員

均等割は収入がなくっても年間 5 万円以上保険料を払ってくださいということですね。そういうことでしょ。

○ 健康増進課長

保険料につきましては軽減という処置がございます。所得の少ない世帯につきましては、7割、5割、2割の軽減措置がございます。

〇 川上委員

均等割というのはそういう軽減措置があっても収入がなくっても均等割払うんでしょ。収入 がなければ保険料ゼロになるんですか。

○ 健康増進課長

あくまでも軽減でございますので、ゼロではございません。

〇 川上委員

先ほど私の方からも申しましたけど、これまで保険料の負担がなかった方は、国が中途半端 な凍結とか1割負担とか言ってるんだけど、正確な情報が入ってますか。

○ 健康増進課長

申し訳ございません、正確な情報というのがちょっと。

基本的にただいま申しました軽減、それと先ほど議員が申されましたように保険料負担の半年無料、半年1割のみ、あとの1年は5割の負担を願う。こういった特例措置、緩和措置といったものは決定されております。

〇 川上委員

そういう保険料なんですが、年金天引きの場合は払えないということはないんですよね。もう取られてしまうわけだから。ところが自己納入する場合は払えないということが起こり得る。 非常に濃厚ですよ。年金1万5千円未満の方から介護保険料と合わせてこの保険料納入求めるわけですから。もし保険料滞納するような場合はどういうことになりますか。

○ 健康増進課長

基本的に滞納につきましては、現在の国保制度と同じ運用になっているという形になります し、1年以上滞納された方には資格証明書を発行するといったようなことも決定されておりま す。

〇 川上委員

まあその辺がシステム準備のポイントの1つなんでしょうけど、75歳以上の高齢者の方は 今までは老人保健ということで、仮に保険税の滞納があっても資格証明書発行してなかったで しょう。被爆者や結核患者と同じように公的医療と同じように、高齢者の75歳以上の高齢者 の保険証取り上げは禁止されておったわけですね。4月から取り上げるんですね。滞納が1年 続くと。

○ 健康増進課長

法制度ならびに広域連合での条例等に則りましてそういうふうに決定されております。

〇 川上委員

あなたが言う法というのは自民党と公明党が国会で強行したわけですよ。なんだけれども、 国会ではこの実施を取りやめようではないかという議論が出てますでしょ。そういう法案も出 るかもしれんわけですよ。それで保険料の問題言ってきたし、保険証のことも言ったんだけど、 医療サービス、この新しい制度の下で75歳以上の人たちは今までどおり医療サービスを受け られますか。

○ 健康増進課長

給付については、今までどおりというふうに理解しております。

〇 川上委員

それは国やら県の情報があなた方に正確な情報入れていないのか、あなた方が受け止めていないのか、どちらかだと思うけど、定額制で保健医療に上限持ち込むようになってるでしょ。 したがって検査だとか投薬、手術などに制限かかるではないですか。

それからさらに言うと、入院日数の短縮、早期退院促進されるんじゃないですか。今でも手 術が終わって4日くらいで出てくださいっていう病院もありますけどね。これもっと広がるん じゃないですか。

医療サービスは明らかに低下する。これを高齢者心配してるじゃないですか、家族も。それ を担当課長が今までどおりとか、大丈夫ですか。部長はお聞きですか。

○ 健康増進課長

ただいま委員が申されましたようなことが、医療報酬審議会の中で検討されているといったようなことについては了解しております。

〇 川上委員

だいたい4月からは、もう高齢者は2つ以上の病院にかかれない。こういうことにもなりか ねんわけですよ。高血圧など慢性病、それから人工透析、こういったものにも影響していくん ですよ。知ってるじゃないですか。

そもそもこの制度、今国の制度が動いてるんで関係の職員の方は大変な仕事量になってると 思うんだけど、もともとこの制度、導入の目的はどういうふうに把握されてますか。

〇 健康増進課長

先ほども申したかと思いますけれども、医療費が年々増加してきてる中におきまして、今後も適正な医療を提供するといった、これを持続するためには現在の医療制度の見直しが必要といったようなことで、その中でも老人保険制度、これの負担、先ほど申しました現役世代と高齢者世代、この辺の負担の公平性を明確にすると、こういったものが今回の制度改革の大きなものであるというふうに理解しております。

〇 川上委員

政府は75歳以上で線を敷いて区切るわけだけれども、一言で言えば心身の機能が低下し、 入院も増える、こういうこと言ってるわけですよ。今度の4月からいきなり75歳以上の方々 がそうなるわけじゃないわけですよ。ずっとそうなわけですよ。これは高齢者医療にかかる費 用を政府が大幅にカットする。もう出さない。抑制するというのが目的じゃないんですか。そ このところを把握しとかないと飯塚市としてこれから高齢者、大変な状況になっていくんだけ ど、どういうふうにサポートしていったらいいのかとか考えにくいじゃないですか。国の悪政 がまかり通ろうとしているときに、どこに問題があるのか把握してね、どこに根っこがあるの か把握して、それにかみ合うように自治体が手を差し伸べていく。場合によって国にこんな悪 政やめてくれというふうに言っていかないといけないでしょ。それで現在の準備状況はどの辺 まで来てるんですか。

○ 健康増進課長

まずは広域の方では医療症の発行に向けた準備、また特別徴収、普通徴収に向けた準備等がなされておると思いますし、市の方ではこの制度の広報、いわゆる周知につきまして各地域の地区懇談会等、またそれぞれの団体に、老人クラブ等そんなところでこの制度の中身の説明、そういったものについて現在市町村は主に広報活動、こういったものについて現在行っております。

〇 川上委員

福岡市はこの問題での説明会というのを小学校区単位でやったっていうんですね。147く

らいあると思いますよ。本市の場合は独自の説明会をしてないですね。地区懇談会、12カ所で行われた地区懇談会の中で一定時間とって説明をすると。質疑応答も十分ではなかったと思われます。周知状況は今の段階で徹底していると思われますか。

○ 健康増進課長

広報につきましては市報も使っております。市報につきましては昨年の9月か10月だったと思いますし、また1月、同じ時期にパンフレット等の配布、回覧、それと今地区懇談会、申されましたけどそれ以外にも先ほど申しました地域での集まり、ネットワーク委員会なり老人クラブの集まりなりそれぞれの団体からの集まりの中においての説明等を行ってきております。どの程度の方が周知されてるかということにつきまして明確に分かりませんけれども、十分な周知、広報等を行っておるつもりでございます。

〇 川上委員

対象者数がほぼ1万6千人ということですね。このうち地区懇談会に出席された方は何人で すか。

○ 健康増進課長

数は申し訳ございません。詳細には把握しておりません。

〇 川上委員

それでは広域連合から来たパンフレット、何枚飯塚市に来ましたか。何枚活用してますか。

○ 健康増進課長

パンフレット、申されてるこのパンフレットと思いますが、この部分につきましてはちょっと数は・・・確か5千枚か6千枚だったと思います。この部分でまず各地域に行ったときにはこのパンフレット全て配布しておりますし、各戸配布という枚数になってきますと膨大な数になりますので、広域連合自体がそれだけの数はちょっと作りきっておりませんので、それぞれの市町村で必要な部数についてはそれなりに確保してきて配布し、説明しているところでございますし、またこの3月に医療証を送付しますが、その中におきましては各個人にお送りします。対象者には必ず保険証がまいりますし、その中でこの制度の小冊子的なものも同時に同封するという形で、そういった二重、三重の中での周知といった手法でただいま行っているところでございます。

〇 川上委員

そのパンフレットは非常に分かりにくいんですよ。ですから地区懇談会で、来た人には皆さんに配られたようですけど、分かりにくいってみんな言ってますね。説明する方も苦しい。もう40分くらいかけて説明してますね。全戸配布しなかったというんだけど広域連合でたらめですね。対象が1万6千人おられるのに3分の1くらいしかくれないんですね。そしてあなた方はそういう状況の中で回覧をしたというんだけども、回覧を見てよく分かりましたっていう人聞いたことがないですよ。分からないと思いますね。先ほど課長は十分な準備をしておるつもりだと言われましたけど、今ずっとお聞きしたらどうですか。十分な準備してると思われますか。部長はどう思われますか。

〇 保健福祉部長

今お尋ねの後期高齢者制度でございますけれども、先ほどから課長が答弁していますように、 地区懇談会、あるいは地域のネットワーク委員会、また個々の団体から要請があればそこの場 所に行ってご説明を申し上げております。パンフレットの件につきましては、過日行われまし た広域連合の中でもそういったご批判があったところでございます。私どもとしては今現有の 職員の戦力の中で、物理的になかなかできない部分もございますけれども、要請があればその たびに出て行っておりますので、これからも啓発には努めてまいりたいと、こういうふうに考 えております。

〇 川上委員

私は職員の方も大変だろうと思うんですね。高齢者はもっと大変ですよ。この予算書に載っている準備事業というのは、お金をどう取るのか、保険料をどうやって取るのかだとか、払えない方にはどうやって保険証を止めるのかだとかね、そういうことじゃないんですか、本質的には。75歳以上の高齢者、飯塚市の1万6千人からの高齢者を厚生労働省の元幹部の言葉使えばね、姥捨て山に捨てに行く準備をしているのとあまり変わらないんじゃないですか。そのために国が補助金を出すと。はい、そうですかともらってこういう言葉は適切かどうか分かりませんけど、そういう姥捨て山に捨てにいく、そういう準備をするのとあまり変わらんようなことを職員が苦労してせんといかんのかという問題です。

ですから私はこの際はね、市長と議長が広域連合の議員にもなってありますけども、国に対して実施を見送れと、当面。そしてその後撤回せよというふうに飯塚市としていう必要があるんじゃないかと思うんです。当面従来どおりの医療体制で何の不都合があるわけですか。自民党だとか公明党が強行したんだけど、自民党や公明党の内部でも本当にこれでいいのかという議論があったでしょ。そういう状況なんですよ。ですから私はそういうふうに国、それから県、要求していく必要があるだろうと思うんです。これ指摘して、これについての質問は終わります。

じゃあ続けて、10ページに22款市債があります。労働債ということですが、旧特定地域 開発就労事業従事者暫定就労事業債560万円。借金560万円増やして4110万円にする という予算補正ですが、これ目的を聞かせてください。

○ 財政課長

事業の目的でございますか。

この地方債につきましては、補助制度の補助裏の40%。事業の組み立てとしまして暫定就 労事業の2分の1が国庫補助金になっております。その補助裏の60%が交付税の事業費補正 になっております。そして40%が地方債の充当の枠になっておりますので、補助事業の枠が 増加いたしましたので、補助金ならびに地方債を増額させていただいております。

〇 川上委員

その枠がどうして広がったんですかね、補助事業の枠が。当初予算と比べて広がったんでしょ。どうしてですか。

〇 財政課長

補助事業につきましては、補助単価が定められております。それについて全体に補助金の補助枠といいますか、それが定められております。全体の事業を展開する中で国自体も就労事業の全体の枠がありますので、その枠の中で追加要望等行いまして、それで補助枠が追加認可されたという形になります。

〇 川上委員

単価が上がるんですか。それとも事業が広がるんですか。

○ 財政課長

単価が上がる形になります。

〇 川上委員

この事業については、今年度は前半市民広場の整備に充てられたと思うんですね。後半は三 軒屋工場団地線ということになったのかどうかお尋ねいたします。

○ 財政課長

今委員が申されますとおりでございます。

〇 川上委員

庄内の三菱の土地と麻生の土地の真ん中を突っ切る三軒屋工場団地線ですね。進捗状況をお 尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:52

再開 11:04

委員会を再開します。

○ 土木建設課長

三軒屋工場団地線の進捗状況でございますけれども、全路線総延長1266.1mのうち、既に終わっておる工事長が暫定断面も含みますけれども、406.1m。20年度に370mを予定しております。平成21年度以降は490mを予定いたしております。

〇 川上委員

そうすると完成予定は平成21年度中の完成予定ということですか。

○ 土木建設課長

最終年度は暫定就労事業が終わります平成22年度に予定しております。

〇 川上委員

総事業費はいくらですか。

○ 土木建設課長

今全線の資料を持ち合わせておりません。すいません。

〇 川上委員

5億数千万円という答弁を2年前に聞いておりましたけど、このようにいろんな理由で借金を増やして積み増していくということになると2年前の答弁よりは数字が大きくなるかもしれませんね。先ほどもちょっと言いましたけど、課長おられなかったんだけど、この道は個人もおられますけど、三菱マテリアルと麻生の保有する土地の真ん中を既に直角に道があるのに斜めに道を作ろうとするものですね。荒地の真ん中に道を作ってるわけですよ。あと3年くらいはかかるというんですが、地区懇談会が先だってあってますけれども、そういうことも含めて地元から道路工事歓迎する声があるか、あるならどういう声かというところ聞かせてください。

○ 土木建設課長

私どもの方で地区懇談会等に集めてしたことがありませんのでそういうことは聞いておりません。詳細には記憶をいたしておりません。

〇 川上委員

少なくとも共産党がどれだけ耳が大きいかと、ネットワークがあるかということもあるかも しれませんけど、この工事を歓迎する声はあまり聞こえてこないですよ。それよりどうしてこ んなムダ遣いするのという声の方が強いですよ。この工事を進めるために当初の借金予定を5 60万円も増やすと4110万円ですよ。私は納得がいきません。指摘してこの質問終わりま す。

〇 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

〇 川上委員

私は議案第1号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)に反対の立場から討論を 行います。

今回の補正の規模は1014万3千円増で、比較的に小規模であります。しかしながら後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金830万7千円増は75歳以上の高齢者を国が一方的に後期高齢者と決め付けて差別医療を進めるためのものであります。この後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を新たな医療保険に囲い込み、収入のない人からも重い保険料を年金からの天引きを基本として取り立て、払えないと保険証を取り上げる。さらに受診できる医療機関

を1つだけに限定するなど、医療サービスを制限する重大な内容を持っています。このような 後期高齢者医療制度の実施は中止するべきであります。

また旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業債560万円増は税金のムダ遣いとしか言うほかはない三軒屋工場団地線造成工事を進めるために借金を4110万円まで増やすものであります。

したがって、私は今回一般会計補正予算案に反対であります。討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

〇 人事課長

議案第3号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例 につきまして、補足説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、行財政改革に資するため、市長、副市長、教育長および上下水道事業管理者の給与減額をいたしておりましたが、その期限を1年間延長し、平成21年3月31日までとするというものでございます。3ページに新旧対照表をお付けいたしております。以上簡単でございますが、飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を終わります。

〇 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 飯塚市特別職の職員等の給料の 支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、 ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第4号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

〇 人事課長

議案第4号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。今回の改正は、名古屋事務所の開設に伴いまして、 通勤が困難である遠方に常時勤務することとなる職員に対しまして、国の規定に準じて必要な 手当を支給するためのものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。給与条例の新旧対照表でご説明いたします。まず第 3条の改正でございますが、支給する手当に単身赴任手当を追加するものでございます。

15条関係の改正につきましては、現在借家住まいで住居手当を支給している職員が、家族を残して単身赴任する場合、職員本人と家族の双方に住居手当を支給する必要があることから、

第1項第3号で住居手当の対象として、残る家族のために借家をしている単身赴任職員を別途追加いたしまして、第2項で職員本人分と家族分を合わせて支給する規定を定めるものでございます。ただし残る家族の額につきましては、通常算定の2分の1を第3号で上限といたしております。

続きまして、第16条の2が新設いたします単身赴任手当ての規定でございまして、第1項で家庭の事情でやむを得ず家族と別居し、通勤困難な遠隔地に単身赴任しなければならない職員に支給するものと規定をいたしております。

8ページをお願いいたします。第2項で手当の定額を月額2万3千円、加算額の上限を4万5千円とし家族との交通距離により規則で額の区分をいたしております。ちなみに、名古屋市、700km以上900km未満でございますので、加算額は2万4千円となりまして支給額は月額4万7千円、年間56万4千円となるところでございます。

第3項は、国、県等の職員が割愛派遣等で本市職員となり通勤距離等から家族と別居し単身 赴任しなければならない場合にも同様な取り扱いをおこなうものとするものでございます。

第26条第5項の改正は、昨年の新給料表移行に伴いましての一部期末手当関係の条文の整理でございます。

名古屋事務所開設関係での職員の勤務条件でございますが、今回単身赴任手当の新設と残る家族が居住する住居への手当支給を追加するものでありますが、昨年の12月定例会、ここで議決いただきました飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例の附則規定でございますが、そこで在勤地等における地域手当の特例をもうけておりますので、国の基準に基づき地域手当12%、課長級で月額約6万円でございますが、この支給を別途予定をいたしております。簡単でございますが、飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〇 兼本委員

給与の方は分かるわけですけど、名古屋事務所にはどういう体制で職員を配置するのか。そしてこの期間というのはだいたいどのくらいの期間を想定して名古屋事務所を作るのか。これは我々にはおそらく、他の議員さん知らんけど、1回も説明はなかったと思うんですよね。ただ給与条例だけ出して、そして名古屋事務所をどういう体系で、いつぐらいの期間までで、どういう体制かということについての説明が、私は少しボケが出て忘れたかも分かりませんけど、説明を受けてないんですけどね。ただ給与だけをポンと出たわけですけど。どうなってるんですかね。

〇 人事課長

新市の組織体制の中で、新たに企業誘致推進室というのを設けまして、4名体制ということになると。そして具体的な配置体制、これにつきましては所管課の方で現在検討中というふうに理解をいたしております。

〇 兼本委員

だから所管課を呼んで、だいたいどのくらいまでの期間でこれを置くのか、そしてどういう体制をするのかということをもう少し議会に説明しないと、あなたたちだけで決めて、我々に給与だけそれで了解してくださいというのはおかしいんじゃないの。今まで説明しましたか、これ。説明してないでしょ、1回も。これだいたい何年くらい置くのか。当然これ三菱の造成を、企業誘致を目的として当然置くんだろうということは考えられますけど、例えばすぐ決まった場合にはすぐ廃止するのか、それともずっと5年も10年も、企業誘致ができなかったら5年も10年も置くのか、だいたいこれ置くときにどういうふうな体制で置くのか、どういう期間を置くのかということくらいは議会に説明しないと。それで車の両輪とか何とか言える。

誰か担当を呼んでから説明してくださいよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:19

再開 11:32

委員会を再開します。

〇 経済部長

名古屋事務所の件でございますが、今議会で昨日、市民経済委員会が開催されておりませんので、詳しいことはまだ委員会でも申し上げておりません。派遣につきましては、現在のところ3年から4年くらいをめどに検討しております。来年度から、今の計画では2年間の造成に入ります。その造成に入る中から企業誘致に取り組んでまいりたいということで22年度から分譲いたしますので、それですと3年になりますので、3年から4年というようなことで考えております。向こうでの活動の状況報告につきましては、定例会ごとに報告をさせていただきたいと、そのような考えを持っております。

〇 兼本委員

常任委員会でも詳しくやってないことで、違う委員会で詳しいことは言われんと思いますけどね。常任委員会の方でもキチッと説明して、皆さんのご賛同をいただいたらうちの方でもまた報告していただきたいと思います。だいたい本来は、給与の改定やら出す場合は、事前にそういうところまで詰めてやるのが私は本当だろうと思いますけどね。たまたま今回は市民経済委員会が何もないということで、ふが悪かったと思ってね、そういうことであれしときますけどね。そういうことを要望しときましょ。

〇 川上委員

設置期間は3年から4年ということですが、体制はどのようになっていますか。

〇 経済部長

職員を2名派遣いたしまして、向こうで自動車関連に詳しい方をアドバイザーとして委託契約なりそういうアドバイザー契約はさせていただき、3人体制で行きたいと考えております。

〇 川上委員

市の職員2名についてですが、課長級ですか、課長級と係長級ですか。

○ 経済部長

現時点ではどの職階を派遣するかまだ検討いたしておりません。

〇 川上委員

まだ決まってないということなんですが、場所はどこになりますか。事務所の場所は。

○ 経済部長

現在、いろいろ調査しておりますけど、できましたら名古屋市内を考えております。

〇 川上委員

2人派遣する、配属するということのようですけども、勤務時間の管理などはどういうふう にされますか。

〇 人事課長

勤務時間につきましては、そこのトップ、そこに事務決裁の権限を持たせまして、そこで適正に管理をするという形になります。管理職になりますと超勤関係については関係ございませんけれども、過度な労働にならないような形では人事としては要望いたしたいと考えております。

〇 川上委員

そうするとこの2名の勤務時間については、本庁の方では日々把握はできないということで すか。

〇 人事課長

当然休暇とか時間外等の関係がもし生じた場合につきましては、そういった事務処理をどう するか今検討いたしております。

〇 川上委員

毎日勤務時間を管理・把握できるのかどうかを聞いておるんですね。

〇 人事課長

事前に若干の協議はいたしましたが、工夫をすれば確認はできるというふうに考えております。

〇 川上委員

率直に申しますが、会社の利益をめぐって相当な話し合いをするような仕事になるわけです。 昼間だけとは限らないと思います。それで癒着ということが絶対起こらないようなことを考え る必要があると思うんですよ。勤務時間の管理だとかいうのは最も基本的な1つだと思うんで すよね。そういう角度からものは考えられてませんか。

〇 人事課長

ご指摘の点も含めまして、確認、そういった部分についての工夫をいたしていきたいという ふうに考えております。

〇 川上委員

本市においては合併前から庄内の浄水場問題をめぐって出張先でクボタに接待を受けて、懲戒をしたことがありますよね。事件は合併前から発生して、合併後処分したわけですけれども、それから賭博事件もあった。生活保護費の、何といいましょうか、ピンはねといいますか。こういうこともあった。不祥事続いてますよ。今度の場合は最も利権に近いところでがんばらざるを得ない状況になる可能性が高いと思うんです。ですからここは心して、指導というか、やらないと職員たちがかわいそうというか、大変と思うわけですね。

人事課長の説明の中で単身赴任の項がありましたね、15条。この中で私の聞き違いでなければ、家庭の事情で単身赴任をしなければならない場合について対応するために16条を設けたというふうに聞こえましたけど、そういうことですか。

〇 人事課長

家族が一緒に行けば単身赴任ではない、住居手当を二重に支給する必要はないと。家族の看護とか、子どもの学校の関係とかで分かれて、職員だけが単身赴任しなければならないという場合でそういった文言になっておるわけでございます。

〇 川上委員

ここで私が言おうとしていることはね、単身赴任を当然のごとく考えたやり方はおかしいと言いたいわけですよ。今言われたように、介護しなければならないとか、看護しなければならないという家族がおられるところに名古屋行ってくれないかといえば最初から市が単身赴任を要求することになるじゃないですか。そういうやり方を前提にしてるんですか。

〇 人事課長

前提ということではございませんが、法の条文としては全ケースを想定してそういう条文に いたしたというところでございます。

〇 川上委員

私は全くひどいと思います。十何年か前に新日鉄が技術本部がありましたね、八幡に。ここの技術本部を移転するというので千葉に移転する話がありましたよ。そのときに労働者、職員の生活環境、条件、まったく省みなかったですね。裁判になりましたよ。家を建てて今からローンを払うばっかりのところ、子どもが高校生になって動けないと分かってる職員ですよ。この労働者に単身赴任命令出すわけですよ。裁判になりましたね。

少し性格は違うのかもしれないけど、人事課長の発想からいえば異動命令出す、本人がそう

いう家族で行けない条件がある。そしたら本人のせいだと。家庭の事情で行けないという本人のせいということになりますね。逆立ちしてるんじゃないですか。家族はね、やっぱり一緒に暮らすというのが前提ですよ。単身を前提にした人事異動とかおかしいんじゃないですか。

〇 人事課長

当然家族の方が一緒に、ご家族行かれればそういった形で向こうで生計をとられるわけですからそれが真に望ましいものというふうに考えております。やむを得ない場合に、誰しも単身赴任は望みませんから、せざるを得ない場合というのがやむを得ない場合でございますので、その分についてご理解をよろしくお願いしたいと。

〇 川上委員

だからやむを得ないという場合はどういう場合があるんですか。介護しなければならない親があり、家族があるときに、その人にあなた方が名古屋配属命令を出す場合がそういうことになるわけでしょ。そういう人に命令出すのかと、いた場合ですよ。

〇 人事課長

当然機械的に事務処理をするつもりはございませんが、単なる甘えという場合についてはそういった事情は考慮しない場合もあると考えております。

〇 川上委員

最初は家庭の事情でと言われて、今甘えと言われました。どういう場合が甘えですか。36歳の経済部の職員が天神でポケットティッシュで見て、バカラ賭博に行く。それから生活保護課の職員がサラ金に追われて被保護世帯の保護費を盗む。あなたが言ってる甘えというのはどういうことを言ってるんですか。

〇 人事課長

単なる本人の甘えです。

それと私ども今メンタルヘルスにつきましても、最大限ケアをいたしております。そういった面も含めまして議員ご指摘のような事象が起こらないように最大限努力するつもりでおりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇 川上委員

市長、人事課長は単なる甘えというふうに言ったんですが、お聞きになってますね。どういうのが単なる甘えですか。家族がいて、行きにくいと。(人事課長の「人事課長」と呼ぶ声あり)まだ答弁求めませんよ。そういうときにね、あなた方のいう単なる甘えの基準はどこにあるんですか。

〇 人事課長

本人のわがままという理由が主と考えられる場合でございます。行きたくないというだけでは、何でもかんでもという話ではございませんので、その点についてはご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇 川上委員

なかなかかみ合わないんで。家族の中に病人がいるだとか、長期の病人がいて、家族でサポートしないといけない状況があるだとかいう場合は、あなたのいう甘えになるんですか。単なるわがままになるんですか。

〇 総務部長

ご承知のように手当というのは条例で規定があります。したがいまして、いろんな場合を想定して規定する必要がございます。説明の中でもそういった想定をしておりますけど、行く途中でそういうふうな状況になる場合もあります。そういった面も含めましていろんな場合を想定してこの規定を作っておるということでご理解を願いたいと思っております。

〇 川上委員

そうすると今の答弁からいうと家庭の事情とかいうんじゃないんですね。あなた方の事情で

家庭を割って、単身赴任をさせることがあるということでしょ。あなた方の事情じゃないんですか。そしてそれに困ったというふうに言ったら、わがままだとか、単なる甘えだとか、これが株式会社飯塚市のやり方ですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開します。

〇 川上委員

そしたら、あなた方はある職員に行ってもらいたいと言うと、職員が事情を挙げて行かれないというと、あなた方はそれは単なる甘えだ、わがままだと言うと、そしてその職員がどうしても行けないという場合はどうなるんですか。株式会社飯塚市をどうするか知りませんけどね、一般企業では懲戒かけたり、降格したり、そんなことする場合があるんですよ。齊藤市長まさか株式会社飯塚市というのは比喩だというふうに言われましたけど、その後比喩ばかりでもないなと思う点が多々あるんだけど、こういうところでいわゆる民間企業の法違反のやり方を貫こうとすることはないでしょうね。どうですか。

〇 市長

株式会社飯塚市は非常に心ある企業に持って行きたいと思ってますし、そういう対象になる家庭のいろいろ問題というか、介護とか、また子どもさんとか、そういう方を対象に挙げて出張命令等出すということではなく、やはりそこで仕事をしっかりしてもらわないかんわけですから、家庭のことを心配しながらそこにいて、仕事ができるわけはないわけでございますんで、やはりそういうことに意欲のある人間、また逆に行って仕事がしやすい人を我々は人選の中で選んで行きたいと思っておりますので、今議員のご心配のあるようなことがないように努力したいと思いますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

〇 川上委員

私が指摘するような心配することないようにしたいという答弁ですので、これは人事課長の それまでの答弁とかみ合わないところがあるんだけど、市長答弁の方を私は確認しておきます のでお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

〇 川上委員

私は議案第4号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、名古屋事務所に配属される職員の手当を単身赴任を前提にしながら、国家公務員の規定に準じて整備するものとされています。名古屋事務所は少なくとも24億7千万円を投入して造成する鯰田工業団地16ヘクタール以上へ自動車関連企業に特化して企業誘致を進めるために開設するものとされています。市が県にした企業誘致目標は今後6年間で3社とのことであります。今回の名古屋事務所の設置が必要かどうかについて市の説明には説得力がないうえに、そもそも鯰田工業団地用地である三菱のボタ山は地盤軟弱のうえに地の利も悪く、さらに周辺自治体には広大な工業団地があるなど展望は見えません。雇用の確保というならこのような税金のムダ遣いにつながるやり方ではなく、地元の中小企業、自営業者の保護と振興にこそ力を尽くすべきであります。したがって必要性の問われる名古屋事務所開設に伴う今回議案には反対であります。以上で討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 飯塚地区消防組合規約の変更」を議題といたします。執行部に補足説明 を求めます。

〇 総務課長

議案第6号 飯塚地区消防組合規約の変更について補足説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。現在、飯塚地区消防組合の執行機関は、組合長1人および副組合長1人の2人体制でございますが、平成18年3月の市町の合併によりまして消防組合の構成市町が2市8町から2市1町となりましたことから、今後とも構成市町間の連携をより密にするため、2市1町の市町長を執行部とした、組合長1人および副組合長2人の3人体制に変更するため、飯塚地区消防組合規約を変更する必要が生じましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきまして14ページの新旧対照表でご説明いたします。まず、第6条の改正で ございますが、見出しの改正は語句の整理でございます。

次に、第6条第1項の改正は、改正前の規約では、組合議員のうち1人は、当該関係市町の長を充てることとなっておりましたが、当該関係市町の長3人を消防組合の執行機関とすることから、組合議員のうちの1人を、当該関係市町の副市長または副町長をもって充てることとするものでございます。

次に、第2項の改正は、組合議員に欠員が生じましたときは、当該関係市町は直ちに議員を補充しなければなりませんが、前項の規定により、副市長または副町長に欠員が生じましたときは、後任の副市長または副町長を充てることから、その除外規定を加えるものであります。

また、改正前の規約では関係市町の長が組合長に選挙され、または副組合長に選任された場合は、当該関係市町の長に代わり、組合議員には当該関係市町の長が指定する者を充てることとなっておりましたが、第1項の改正で組合議員のうち1人は、当該関係市町の副市長または副町長を充てることとなりますので、ただし書以下を削除するものでございます。

次に、第7条の改正は、副市長もしくは副町長の組合議員としての任期を新たに加えたものでございます。

次に、第8条第1項の改正は、組合長1人及び副組合長2人の3人体制とするための改正で ございます。

次に、第3項の改正は、改正前の規約では、組合長は組合議会において関係市町の長のうちから選挙するとなっておりましたが、合併後は関係市町の長は3人でありますことから、全員が消防組合の執行機関ということになりますので、組合長につきましては、関係市町の長のうちから互選するということとしたものでございます。

次に、第4項の改正は、改正前の規約では、副組合長の選任につきましては、組合長に就任した1人を除く関係市町の長2人のうち1人を組合長が組合議会の同意をえて選任することということとなっておりましたが、改正後は、副組合長が2人となることから、副組合長は、組合長以外の関係市町の長をもって充てるということとするものでございます。

次に、附則第1項におきまして、この規約は、平成20年4月1日から施行し、第2項におきまして、現組合長の身分について、経過措置を規定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〇 川上委員

この規約改正で私が一番疑問に思ってるところは第8条なんです。

旧規約によると、執行機関の選任方法については、第8条の3項、4項に規定があるんですね。ここ見ますと、旧規約では、組合長は組合の議会において関係市町の長のうちから選挙するというふうになっています。また4項では、副組合長は関係市町の長のうちから組合の議会の同意を得て選任するというふうになっております。つまり議会の関与が規約上明らかにされているわけです。ところが新規約提案になってるんですが、こちらの方は8条の3項、説明にもありましたように関係市町の長のうちから互選ということで組合議会の関与がなくなっております。さらに4項では副組合長は組合長以外の関係市町の長をもって充てるということになっておって、議会の同意が必要でなくなっておるんですね。ここでも議会の関与がなくなってるわけです。人数の問題、執行機関の人数の問題を主に説明をされたところがあると思うんですが、私はこの執行機関の選任における議会の関与が排除されておるということについて疑問を持つわけです。どうしてこういうふうに議会の関与を排除する改正をするのかお尋ねします。

〇 総務課長

今回提案理由の補足説明の中でも触れましたが、今回の改正の主な目的といたしましては、 合併によりまして2市1町となりましたことから、今後とも構成市町間の連携をより密にする ため、今回こういう改正をしたものでございます。

また併せまして、執行部体制を3人ということに強化して組合運営を行うために、このような改正をしたものでございます。決して消防議会との連携を薄くなるというような意図ではないというふうに理解しておるところでございます。

〇 川上委員

全然答弁になっていませんね。

明らかに旧規約における議会の関与を新規約の方は排除してるじゃないですか。今までどおりで不都合があるからでしょ。不都合があるから関与を排除するわけでしょ。どういう不都合があるんですか。

〇 総務課長

不都合があるということではございません。今回あくまでも、合併によりまして、消防組合の構成市町が従来の2市8町から2市1町になりましたわけでございます。したがいまして、より構成市町間の連携を密接にすることが今回必要だというふうに考えられますし、また従来執行部が組合長1名、副組合長1名の2名体制でございましたけども、より組合運営を円滑といいますか、適切にやっていこうとするために体制を強化するという趣旨でございます。

○ 川上委員

この件については福岡県の指導があるわけでしょ。どういう指導があったんですか。

〇 総務課長

今回いくつか改正のポイントがございますが、組合議員のうちの1人は当該関係市町の副市長または副町長を充てるというというところがまず1点目でございます。それともう1つは組合長の選任につきまして、従来組合議会での選挙という方法から関係市町の長のうちから互選するというふうに変えたところが1つございます。これらにつきましてはいずれも県の地方課との事前協議を行いまして、よくご指導をいただいているところでございます。特に関係市町の長のうちから互選するとした部分につきましては、今回当該関係市町の長3人を執行部とすることからこの3人が全員が組合の執行機関となります。したがいまして、組合長の選任にあたってはこの全員による互選という方式がいいのではないかというのが1つの理由でございます。また当該関係市町の長は、改正前は組合議員であったわけですが、改正後は組合の執行機

関ということになりますことから、改正前のように組合議会での選挙とした場合、組合長が関係市町の長としての任期が満了したような場合、空白期間が生じる恐れがございます。それが2つ目の理由でございます。互選としました3つ目の理由としましては、他の一部事務組合におきましても、多くは組合長は互選となっておるところでございます。例えば福岡県央環境施設組合、あるいは飯塚市・桂川町衛生施設組合、こういった一部事務組合におきましても、組合長は互選となっておりますところから、今回このような改正に至ったわけでございます。

〇 川上委員

組合長を互選とする理由を言われたと思うんですが、1番目の理由はもう答えになってないと思うんですね。3番目の他のところも互選にしてるというふうに言われましたけど、互選にしてないところもたくさんあるんですよね。今の瞬間で飯塚地区もそうなんですよ。どっちが数が多いかまで分かりませんけど、インターネットで調べたらそういう状況なんですよ。両方あるわけですよ。それで不都合が特にあったかというと分からないわけですよ。今の答弁だというと空白になる危険性があると言われたんですね。今まで飯塚地区消防組合の関係で空白になったことがありますか。

〇 総務課長

ちょっと説明が足りなかったかと思いますが、今まではございません。ただ今回の改選によりますと、組合長が関係市町の長としての任期が満了いたしますと、例えば今までのように組合議会での選挙としたような場合は、組合議会での選挙で組合長に選任されるまでの期間、その執行機関の一員でもなく組合議員でもないというような空白期間が生じる恐れがあったということでございます。

〇 川上委員

私は基本的に空白期間が生じないようにするべきだろうとは思うんですよね。そういう趣旨から副組合長をもう1人増やして2人体制にしようと。全体で3人の執行機関にしようというのは考えられることだと思うんですよ。そのことと議会の関与を排除するというのとはつながりにくいと思うんですね。どうも納得がいかないですね。やっぱりこの問題は消防力強化に規約改正がつながるのかどうかというところが一番だろうと思うんですよね。私は議会がしかるべき役割を果たすという点において今まで何か不都合があったという明確な何かがあってね、規約改正の提案があってるんだったらもう少し考えられると思うんだけど、今まで何ら不都合があったという説明もないわけだし、そういう意味から言うと納得しがたいですね。ちょっとこれ以上何か説明、納得させていただく説明ができますか。地方課の指導がよく分からないですね、今の答弁からは。何か福岡県が一方的に言ってるのを飯塚市が鵜呑みにしてね、総務委員会に持ってきてるというふうにも感じられるんですよね。

〇 市長

この件は2市1町になった段階で嘉麻市の松岡市長と、私が組合長で嘉麻市の松岡さんが副組合長で、桂川の方が入ってなかったんで桂川の方の町長さんの方にも副組合長として依頼があったもんですから、そういうことが考えられるのかという流れの中できたわけで、県の方からということじゃなくて、我々2市1町がしっかりした消防体制を組もうという流れの中での依頼があったもんですから、そういう絵が描けないかということの依頼を私が出して進んだというのが現状でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

〇 川上委員

私は議案第6号 飯塚地区消防組合規約の変更に反対の立場から討論を行います。

第8条3項の改正は組合長について組合議会が選出するとなっているのを関係市町の町のうちから互選することに変更、また第8条4項の改正は副組合長について、組合長が組合議会の同意を経て選任するとなっている規定を、組合長以外の関係市町の長をもって充てることに変更、つまり執行部の選任から議会の関与を排除するものとなっています。この規約変更の意義について合理的な説明が得られず、今回議案は一旦撤回し、提出しなおすべきであると考えます。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 飯塚地区消防組合規約の変更」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申 し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画について」報告を求めます。

○ 財政課長

配布資料をお願いいたします。この資料1は、総務省の平成19年度の地方財政対策の資料ですが、地方の公債費負担の軽減対策のため、徹底した総人件費の削減を内容とする財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う団体を対象に、平成19年度から3年間、補償金免除による公的資金の繰上償還を認める内容となっております。

繰上償還の対象は、合併の有無や財政状況等によって金利5%以上、6%以上、7%以上と 段階的に設定されております。

本市の場合、合併団体でありまして、経常収支比率80%以上でかつ財政力指数が0.55 以下の条件を満たしているため、6%以上の起債残高が繰上償還の対象となります。

次のページをお願いいたします。この表は、繰上償還額・利子軽減見込額をまとめたものでございますが、普通会計、水道会計、下水道会計を合計いたしまして、本市全体でございますが、繰上償還額28億135万3千円、利子軽減見込額、一番下の表でございますが、6億5753万7千円、うち普通会計、これ住宅新築会計も含めてでございますが、繰上償還額2億8744万3千円、利子軽減見込額3143万9千円となっております。

なお、繰上償還の財源といたしまして、一部借換債を発行するようにしております。

なお、繰上償還を行なうには、平成19年度から23年度までの5カ年間の財政健全化計画の作成が必要となりますが、本市の場合、平成18年度に5カ年の飯塚市行財政改革実施計画を策定しておりますので、この実施計画をベースに、4年間はそのとおりと、後1年間は考え方を延長いたしまして、23年度までの財政健全化計画を作成し繰上償還の手続きを行なっておりましたが、19年12月に承認を得たものであります。

次のページをお願いいたします。資料3でございますが、国の様式に基づき作成いたしました普通会計の財政健全化計画であります。

最初のページは、団体の概要を記載いたしております。

次のページをお願いいたします。繰上償還希望額と19年度末の5%以上の地方債現在高の 状況を記載いたしております。

次のページでは、財政状況の分析、次のページでは、今後の財政状況の見通し、次のページ

以降に、行政改革に関する施策を記載いたしております。内容にいたしましては、職員を22 年度末までに168人削減する等、行財政改革実施計画と同様の内容となっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

なお、この繰上償還につきましては、全国1798市町村ありますが、そのうち1524団体、約85%の団体で取り組みがおこなわれております。以上で説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「飯塚市地域公共交通会議の設置について」、報告を求めます。

〇 総合政策課長

飯塚市地域公共交通会議の設置についてご報告申し上げます。

本日資料といたしまして、飯塚市地域公共交通会議規約案、同じく委員案、そして事業計画スケジュール表を提出をさせていただいております。

現在本市におきましては、新しい全市的なコミュニティバスの運行開始に向け、その基本となる事業計画の策定のため、国をはじめとして福岡県の指導や助言を受けながら、各種団体とも連携を図り、その準備作業を進めておるところでございます。その中でも、本市といたしましては、国土交通省が行います地域公共交通活性化再生総合事業を活用し、事業計画の策定を予定しております。この事業を活用する場合、地域公共交通活性化および再生に関する法律に基づき、本市に地域公共交通会議を設置する必要がございます。この地域公共交通会議は行政から独立した機関としての位置づけならびにこの交通会議自体が各種団体や本市の負担金および国の補助金を受け、独立した事業主体となることから、国や福岡県の指導の下、法定協議会として規約によります設置を予定しております。

この交通会議の人員構成は先に述べました地域公共交通活性化および再生に関する法律の第6条第2項で規定されておりますが、資料にございますように、市民代表を含めました広い範囲から人選を予定しております。

なお今後のスケジュールにつきましては、平成20年度に飯塚市地域公共交通総合連携計画、これがいわゆる飯塚市コミュニティバス事業計画となるわけでございますが、これを策定いたしまして、平成21年度となります平成21年4月1日からの全市的なコミュニティバスの運行を開始を予定しておるところでございます。

本日お示ししております案につきましては、案の段階でございます。以上簡単でございます が報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〇 兼本委員

この公共交通会議の委員名簿のこの案が 6 ページから以降出ておりますけどね、これの中に 今現在いろんなところで路線バスが廃止になった地区というのがありますよね。そういうところでバスを入れてくれというような要望も既にあってる地区もあると思うんですけど、そういうところの交通弱者といいますか、そういう人たちに配慮はどのように考えているわけですかね。これ委員で自治会長さんがずっと出てますけどね。自治会の推薦する自治会長ということで自治会長さんがある程度の地域の実情というのは掌握はしてると思いますけど、現実問題としてその地域に住む人たちは非常に困ってる人がかなりおられると思うんですけど、そういう人たちは市民、そういう人たちを対象にした公募をかけるとかいうようなことをするのか、そ

の人たちには全然、自治会長さんたちで代弁してもらうという考え方なのか、その点どんなふうですか。

〇 総合政策課長

今考えておりますのは、会議の委員さんにつきましては、今の案というようなことでお示し しておりますが、やはり地域の今までの経過、そしてまたそういうふうな路線廃止の歴史等々 も、広い地域でございますのであると思っております。その地域の方だけに限らず、いろいろ なやっぱり課題がこの会議の中で論議されると思いますので、必要に応じオブザーバーという ような形でご意見を賜りたいというような考えは持っております。

〇 兼本委員

オブザーバーとかいったって、それは現実問題としては無理ですよ。それは言葉だけですよ、 はっきり言って。その地域の実情をどうして掌握するかということをオブザーバーで来てくれ っていったって、向こうもその都度忙しいから来られないとかいうようなことがありますよね。 じゃあ、忙しかったから、来られなかったから聞いていませんという話になると思うんですよ。 だからそういうところを例えば事前に調査して、地域の声を聞くとか、こちらが積極的に取り 入れてこういうところはこうなってますよということを会議に出すような形をやらんと、オブ ザーバーとかそんな掛け声でやったってだめ、はっきりいってそんなことで地域の実情聞けま せんよ。非常にこの中で、自治会長さんなんかもうはっきりいっていつもどの中にも入ってる んですよね、老人クラブ連合会関係者。障がい者はこれぜひ入れてもらわないかんですけどね。 いろんなところの人がダブってる人がいるんですよね、ずっと。公共交通機関の人たちとか国 交省とかいろんなところ道路の整備やらあるから当然入ってもらわないかんところもあります けどね、そういうふうな市民の声を聞くということが、やはりコミュニティバスは何のために 作るかといったら、やっぱり交通手段のない人、そして高齢者が免許証返上した人たちにどの ように交通手段を確保するか、しいてはこれによって商業の活性化を求めろうということも考 えてるんですよ。じゃあそういうことやったら地域の声を聞くということをまず一番に置かな いと、オブザーバーで聞きますよというようなことじゃダメですよ、はっきりいって。だから それはキチッとしたものを考え直してもらって、地域の声を聞くために例えば現実にそういう ところに行って地域での声を聞く、職員が行って聞く、それから委員さんたちが行って聞くと か、そういうことで地域の声を聞けばいいんですよ。オブザーバーで呼びますとか、そんなこ とはきれいごとだけですよ、はっきりいって。と私は思いますけどね。だからそういうところ は考え直してもらいたいと思います。今ここでどうせえこうせえということも私も案はありま せんし、どうせえこうせえとは言いませんけどね。そういうふうな地域の声を聞くのをどうし て聞くのかということ。合併して広くなったわけですからね、いろんなところあるんですよ。 そういうところの対応をどうするかということ、そこの点はもう一度私はしっかりと考え直し て、こういうふうな形になりましたということを出していただきたいと思いますけどいかがで しょうか。

○ 企画調整部長

ただいまお示ししてますこの会議の委員の名簿については、あくまでも案ということでお示ししております。この事業につきましては、飯塚市の最重要課題でありますとともに、市民にもっとも関わりの深い事業でございます。これまでにも旧飯塚市内ではコミュニティバスがないということから、強い要望が各自治会の方から出されております。そのようなことを十分に踏まえまして、そしてこの地元住民代表者をどのようにしていくか、これ弾力的に今から考えて行きたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〇 兼本委員

だから考え直すんやったら考え直す、いろんな前置きはいらないから、どうするか。考え直 しますか、考え直しませんかということですよ。例えば柴田委員のところにも陳情やらいろい ろ上がって、ある地区でどうしても入れてくれというようなことあるんですよ。だからいろいろ議員に聞けばその実情よく分かるんですよ。だから前置きはいいんですよ。考え直しますか、考え直しませんか、それだけはっきりと答えてください。

○ 企画調整部長

委員数については考えて行きます。考え直していきます。

〇 市場委員

今ちょっと似たような質問かと思います。ちょっと視点が違うんですけど、この委員を増やすのは本当は賛成やないんですけど、私たち合併するときに、今度飯塚と合併したらおそらく小学校区の話、中学校区というような単位の、そういう話が多くなるんじゃないかというような考えで合併したんですよね。今まで庄内やったら上・中・下とか、そういう考え方で施策があってたんですけど、だいたい中学校区とかそういう観点で話があるから、庄内の場合には中学校も小学校も1つしかないから、小学校区で何か施策するとかいったときに非常に損になる可能性があるっちゃないかと。小学校に1つとかいったら1つしかできんわけですから、面積の割にそういうことがあるっちゃないかという話をよくしてたんですが、この自治会も具体的に例がないと言いよったけど、中学校区とかいう考え方というのはないんですか、飯塚では。例えば、人数ちょっと増えるのはあまり好ましくないけど、中学校区の自治会単位で自治会長を選んでいくというような考え方はないかどうか教えていただきたい。

○ 企画調整部長

今ご指摘の中学校区単位ということになりましたら、数がかなりな数になりますもんですから、先ほど委員さんのご指摘ありましたように、この委員数については考え直しますので、よろしくお願いいたします。

○ 市場委員

考え直すということで了解しておきましょう。

〇 川上委員

この公共交通会議は国土交通省の仕事の関係だと承知してますが、だいたい3カ年と聞いて るんですね。今日見てみますと、委員の任期が2年と書いてありますね。これはどういう関係 ですか。

○ 総合政策課長

任期を2年としております。普通国なりの指導の中には何年というような指導はあっておりませんが、こういう検討会議の中で2年、そして再任を妨げないという考えで一応案は考えております。

〇 川上委員

この交通会議はいったい何をするところなのかということなんですよね。これ見ると計画策定というのは分かるんですけど、計画策定は別紙スケジュール表を見るともう11月に終わるんですね。その後の交通会議の役割はどういう役割になるんですか。

○ 総合政策課長

国が求めておりますこの交通会議につきましては、名前のとおり地域公共交通ということで、この本市のように交通問題を各種各方面から検討して、地域の再生・活性化を求めておるという法律の主旨でございます。ただ本市におきましては、喫緊の課題でございますコミュニティバスの取り組みをメインの課題にしておりますが、今後委員申されました3年間の事業計画と、国の方は、ということでございますので、一応これ来年、21年度から運行を開始するわけでございますが、その運行につきましても国の指導・助成をいただきながら実証実験と、そしてその経過の中で見直すところは見直して行こうと、計画を考えておりますので、交通会議、今後いつまでという期限はございませんが、当面の間、飯塚市のこの運行事業につきまして、いろいろなご意見を頂戴したいというふうに思っております。

〇 川上委員

計画が秋にできあがりますでしょ。バスを何台で運行するかということをもう決めるわけですね。そうすると今それぞれに旧4町の場合走ってますでしょ。この交通会議が一元的に事業運行主体になるのか、それともこれは計画だけだと、後は見守りだと。運行はイメージ的には今は旧4町でやってるような感じのことを継続し、旧飯塚でもそういう感じでやるのか、要するに市が責任を持ってやるのか、この交通会議というところに指定管理者制度でもないでしょうけども、何か運行させるのか、ここのところは少し分かりにくいんですよ。それでお聞きしてるんです。

〇 総合政策課長

この制度につきましては、国の制度を利用させていただくということでございまして、この 交通会議が事業主体というふうに位置づけをされております。ただ本市におきましては、やは り大きな政策課題でございますので、しっかりとこの交通会議を支えていくというスタンスで ございますが、事業主体はあくまでもこの法定協議会である地域公共交通会議ということでご ざいます。

〇 川上委員

今言われたのは、3条の3項に「連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること」とありますね。そのことなんですね。そうするとバスを動かすとお金が要りますよね。お金は国の補助金もあるでしょうし、市から出る分もあるでしょ。このお金は市から直接バスを運行する旅客業者のところに行くのか、それとも交通会議にお金が行って、交通会議がそのお金を使うのか、何億円というお金になりますかね。1億円くらいで済みますか。そういうお金を市からこの交通会議に出すということになりますかね。どうですか。

〇 総合政策課長

今お話のとおり、この交通会議が独立した会計を持つというふうに考えております。

初年度は計画の段階、そして2年次目から事業が起こってくるということで、金額はどの程度のものになるかはちょっとまだ分かりませんけど、一応国からも財務規定等々、俗に法定協議会という部分の事務分掌、財務規定等々の整備も含めましてそういうふうな運営をしていく予定でございます。

〇 川上委員

そうすると、億単位のお金が入っていく事業体になるわけですね。そうすると事務局が市役 所の企画調整部総合政策課に置くとなってるんですね。事務局長と事務局員を置くともなって ます。

それで、1年目は計画作る、2年目は実際運行すると。3年目以降はどうなるか分からない ということですね。当面1年間だけバスは運行しますということですかね、これは。

○ 総合政策課長

2年次目から実際新たな運行を開始するわけでございますが、先ほどこの会議がいつまで設置するかは今のところ予想はついておりませんということでございまして、今後見直しを、必要であれば見直しを重ねて本当に市民の方が喜ばれるコミュニティバス、交通体系を整備したいという内容でございます。

〇 兼本委員

先ほど質問中に不適切な表現を一部使ったそうです。委員長の方で後で会議録を見て、不適切な部分がありましたら整理方をよろしくお願いします。

〇 川上委員

先ほど同僚議員からも指摘があったんですが、実際にバスを使う住民の方々の意見とか要望をどういうふうに聞くかということで、これの委員定数については考え直すという答弁だったんですが、そうすると4条も扱わないといけないかもしれませんけどね、25人以内というの

を。

スケジュールからいいますと、委員を通じて住民意見が反映するという面もあるんだけど、 広範な市民から要望をお聞きするということが大事になると思うんですよ。それは自治会長さ んとかに押し付けるわけにはいかないと思うんですね。直接市が具体的に何時何分にどの辺に、 どこに行くのに必要だというような、そういう市民の声を把握する必要があると思うんだけど、 そういうことはイメージしてますか。今のままだったら、4月に立ち上がるでしょ。そうする とコンサルタント会社に業務委託をするでしょ。するとコンサルタント会社がどういうふうに するか分かりませんけど、大急ぎですよ。このコンサルタント会社が住民の声を聞けるとはち ょっと思いにくいんですよね。このコンサルタント会社に住民の声をインプットしてやらない かんでしょ。誰がするのかというと市がしないといけないと思うんですよ。そう思いませんか。 その住民の声を把握して、策定業務に反映させるというところを、誰がどういうふうにするか 今考えてありますか。

〇 総合政策課長

具体的に細かくまでは検討には至っておりませんが、新年度早々になりますと策定業務に直ちにかかって行きたいというふうに思っております。そしてまた、コンサルの方につきましても、その道の専門ということでお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、今度の計画のやはり大きな問題は先ほどから出ておりますように、本当に地域の交通弱者の方、また不便地域を解消するという大きな目標がございますので、その辺の市民の皆様の要望、実態も含めた要望等々が一番のこの作業の重要なところになろうというふうに思っております。具体的にはこうするのだというお話にはなりませんけど、その辺は十分に力点を置いた作業をしていきたいというふうに思っております。

〇 川上委員

最後に要望をしておきたいと思うんですが、住民の声を反映させるために力点を置いた仕事をしたいと言われてますので、これ私も市民の代表の1人としてどういうふうにしたらいいのか一生懸命考えてみたいと思うんですね。そういうこと力点を入れてもらいたいということですね。

それから2つ目は、運行計画が11月承認策定、12月運行計画の発表となってるんですよ。 それで、最終確定前に普通縦覧するじゃないですか。最終的な微調整となるのかどうか分かり ませんけど、縦覧期間をキチンと設けた方が充実するんではないかと思うんですね。その上で、 もう12月に運行計画ができるというのであればね、暫定運行を3カ月前倒ししてね、しても らいたいと私思うんです。これが2点目。

3点目は、この流れに沿うかどうか分かりませんけど、市立病院が4月からでしょ。医師不足が明確になってますね。30人、人数だけでいって30人必要なところ二十何人しか今いないわけでしょ。ベッドも250あるのに1日平均が180くらいしかいないという想定で予算立ててますね。ですから要求がないかというと要求一杯あるわけですよ。市立病院に行きたいという要求は。ですからいつか言ったことがあると思いますけど、吉北から津島、庄司、上相田、ずっと通って、向こう周りで行く。そういう暫定バスを合わせて検討したらどうかと。後1カ月くらいしかありませんけどね、これは相当急いでやってもらいたいと思うんですよ。特定地域の人たちの利益になって具合が悪いと、公平性にかけるとかいうふうにあなた方言うことがあるんだけど、そういうことはないですよ。必要だと、要望があるところに答えていく。これが何の不公平がありますか。ですから、3点目なんですが、市立病院のスタートと合わせてね、そういう暫定バスを走らせてもらいたい。この3点申し述べて、要望して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。